

案件番号 250110398

## 質問回答書

令和 8 年 2 月 27 日

履行名称 西新町南公園施設撤去工事

No.	図面 番号	設計書 (頁)	質 問 内 容	回 答
1	-	3	土砂等運搬について、発生土自由処分、運搬距離L=5.5km以下とありますが、発生土受入地の候補地がありますか。	ありません。
2	-	3	発生土自由処分について、民間で造成工事を行う土地への搬入を行っても問題ないでしょうか。搬出先の証明など書類や写真の提出は必要になりますか。	問題ありません。搬出先の証明などの書類や写真は必要ありませんが、再生資源利用促進実施書に記載できるよう数量等の把握をしておくこと。
3	-	3	土砂等運搬の概要にて運搬距離L=5.5km以下とあるが、超えても支障は無いでしょうか。	支障ありません。なお、超えた分については、変更協議の対象とします。
4	1	4	撤去平面図内に砂場が載っていますが、撤去対象外ですか。	撤去対象です。コンクリート構造物取壊に計上しています。
5	-	6	廃材収集運搬費の概要にて、運搬距離L=25kmとあるが、超えても支障は無いでしょうか。	支障ありませんが、変更協議の対象としません。